

## 「香川県 ICT 活用工事（舗装工（修繕工））試行要領」 Q & A

Q 1 要領第2条の施工プロセスの一部の段階に ICT 施工技術の活用を考えているのですが、ICT 活用工事に該当しますか。

また、施工者希望型による ICT 活用工事の対象工事になっていますが、ICT に関する必要な経費は計上してくれますか。

A 1 試行要領第6条に定める「施工者希望型」において、③ICT 建設機械による施工（施工管理システム）④3次元出来形管理等の施工管理（施工履歴データを用いた出来形管理技術）のいずれかを実施すること、また、②3次元設計データ作成を受注者自らが実施（内製化）し、⑤3次元データの納品をすることで、一部の段階で ICT 施工技術を活用したとみなし、ICT 活用工事として必要な経費を第5条により設計変更を行い計上できます。

また、発注者指定型の場合は、工事発注時に ICT に関する必要な経費を計上していることから、①～⑤※全ての施工プロセスの段階で ICT 施工技術を活用する必要があります。

※①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工（施工管理システム）、④3次元出来形管理等の施工管理（施工履歴データを用いた出来形管理技術）、⑤3次元データの納品

Q 2 要領第4条の「その他の工事」について教えてください。

A 2 「その他の工事」は、通常工事として発注された工事でも、契約後、受注者から ICT 施工技術の活用の希望があった場合、発注者が実施内容について確認し、適否を判断するものです。

その結果、ICT 活用工事として実施する場合の手続きは、「施工者希望型」と同じです。

Q 3 要領第7条「別表1 準用する基準等」で、どこか参考にするサイト等はないですか。

A 3 四国地方整備局 i-Construction 推進本部のウェブサイト「ICT 施工関連の基準類」を参考にしてください。

<https://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/iconstruction/kijun.html>

Q 4 要領第7条の「原則、受注者に従来手法による施工管理（二重管理）を求めない」とは、どういうことですか。

A 4 ICT 活用工事（舗装工（修繕工））の施工管理手法は、従前行ってきた舗装工（修繕工）の施工管理手法と異なります。

よって、受注者が ICT 活用工事（舗装工（修繕工））を実施する場合は、従前行ってきた舗装工（修繕工）の施工管理を行わないことから、工事監督員及び工事検査員は、

従前の施工管理を求めないものとします。

Q 5 要領第2条の ICT 建設機械による施工、3次元出来形管理等の施工管理は ICT と従来を選択できるとありますが、従来により施工管理を行った場合も ICT 活用と認めてもらえるということですか。

A 5 あくまで実施するかどうかの選択ですので、従来手法を選択した場合は、ICT 活用ではありません。

従来手法により ICT を活用したい場合は、Q A 1 のとおり一部の段階での活用を検討していただくこととなります。

Q 6 要領第6条施工者希望型のうち一部の段階において ICT 施工技術を活用する 2)「受注者自らが実施 (内製化)」とは、具体的にどこまでの内容が認められますか。

A 6 受注者は、3次元設計データ作成を外注せず、工事に直接的かつ恒常的な雇用関係のある者により実施することとします。ただし、外部からの指導員の受入れ (費用は受注者負担) については差し支えない。

また、3次元設計データ作成については、検査対象とはなりません。